

## 尾道市農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン

このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を設置する場合において、転用事業者（以下「事業者」という。）から隣接農地所有者、その耕作者、転用事業地が急傾斜地の場合の下流域農地所有者及びその耕作者（以下「隣接農地所有者等」という。）への事業内容等の説明を確実に行わせることにより、周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的とする。

- 1 事業者は、農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、これら通常の営農活動等により、発電設備の損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを理解すること。
- 2 事業者は、隣接農地所有者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動、日照等による周辺的环境への影響が無い旨説明する書類等を示して十分な説明をすること。  
なお、転用事業地が急傾斜地の場合、下流域の農地所有者及び耕作者に対しても、書類等を示して十分な説明をすること。
- 3 農業委員会が必要と認めた場合、事業者は、太陽光発電設備の設置に係る同意書（様式第1号）を提出すること。
- 4 事業者又はその代理人は、農業委員会による農地転用に係る現地調査を行う場合、立会を行うこと。
- 5 事業者は、その他必要に応じて、農業委員会が求める書類を提出すること。

### 附 則

このガイドラインは、令和2年8月25日より施行する。

様式第1号

## 太陽光発電設備の設置に係る同意書

(転用事業者)

住所

氏名

様

設置場所の表示

	町	字	地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )
尾道市					

上記土地に\_\_\_\_\_が太陽光発電設備を設置することについては、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動等による周辺の環境への影響が無い旨説明する書類等を示し、十分な説明を受けたので、異議なく（又は下記条件を付して）同意します。

年 月 日

(隣接農地所有者等) ▶

同意者 ※	地番	地目	住所	氏名
隣接農地所有者				Ⓜ
隣接農地耕作者				Ⓜ
下流域農地所有者				Ⓜ
下流域農地耕作者				Ⓜ

※同意の無い者がある場合は、その者が同意しない理由を別紙で説明すること。

附帯条件（必要な場合に記入）

---

---